

職員募集のお知らせ（教育委員会高校教育課県立学校教員人事係）

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員を募集します。

募集概要

職名	特別教育活動支援員
募集人数	400名程度（予定）
所属名・勤務地	・県立高等学校 ・県立特別支援学校
業務内容	部活動における技術指導等
任期	学校の実情に応じて必要とする期間で、採用する日が属する年度内の日（最長でも年度末）まで
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	○勤務時間は、1週間について29時間をこえない範囲において、勤務する学校長が定めます。 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校長が定めます。
所定勤務時間を超える勤務の有無	無
週休日、休日	週の勤務日の状況に応じて個別に学校長が定めます。
報酬	○報酬は、時給額で支給します。 時給1,500円（令和7年度） ○勤務する月の翌月の21日に支給します。 ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、期末手当の支給対象となります。 （i）任用期間が6月以上であること （ii）1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること （※注1）

	○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、勤務実績に応じた勤勉手当の支給対象となります。 (i) 任用期間が6月以上であること (ii) 1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること (※注1) ○期末手当及び勤勉手当は6月・12月に支給します。 ○地域手当を支給します。 ○定期昇給はありません。 ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給します。 ○退職金はありません。 (※注1) 期末手当、勤勉手当における「1週間当たりの正規の勤務時間」とは、【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。 (例) 4月1日～3月31日まで1年間勤務するが、長期休業期間を除くと週20時間で、35週勤務する場合 【年間の総勤務見込時間】 $20 \times 35 = 700 \text{ (時間)}$ 【1週間当たりの正規の勤務時間】 $(700 \times 60) \div 365 = 805.47 \dots \text{ (分)}$ 小数点以下を切り捨てて、805分とする $805 \text{ 分} = 13 \text{ 時間} 25 \text{ 分}$
社会保険、労災保険及び雇用保険	○次の(i)または(ii)の要件を満たす会計年度任用職員は、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の加入対象となります。 (i) 勤務時間が常勤職員の4分の3以上である者 (ii) 勤務時間が常勤職員の4分の3未満であり、以下の4要件を全て満たす者 ・週の所定労働時間が20時間以上であること(※注2) ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・任用期間が2カ月以上見込まれること(※注3) ・学生でないこと (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律による) ○労災保険に加入します。

	○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、雇用保険の加入対象となります。 (i) 週の所定労働時間が20時間以上であること (※注2) (ii) 31日以上継続して雇用される見込みであること (iii) 雇用保険の適用事業所に雇用されていること (雇用保険法による) (※注2) ・「週の所定労働時間」については、「通常勤務する週の勤務時間数」とする。 ・加入要件の詳細については、「業務取扱要領 20001-23600 雇用保険適用関係 厚生労働省職業安定局雇用保険課」の「20703 (3) 資格取得届記載要領及びその指導 イ (フ)」を参照願います。 ・保険料の支払い手続きに関することは、所管のハローワークの指示に従ってください。
--	---

○受験資格 (欠格条項) について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○当初予算成立について

本採用は、「令和7年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。そのため、令和7年第1回岐阜県議会定例会 (例年2月開会) において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承ください。なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

○その他留意事項

- ・採用後1カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・地方公務員法に定める、服務に関する規定 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) が適用されます。
- ・また、同法に定める、懲戒処分 (戒告、減給、停職、免職) 及び分限処分 (休職、降給、降任、免職) を受けることがあります。
- ・直近の勤務実績 (人事評価) を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
- ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者 (※) で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。
※ 任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等 (人事委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など) をいいます。
- ・県と特別な利害関係のある営利企業等 (※) に兼業する場合は、採用されないことがあります。
※ 例えば、会計年度任用職員の職と兼業の業務内容に、補助金、負担金その他の金銭の交付、許可、認可、免許その他の行政処分、検査、監査、監督その他の権限行使又は工事、物品購入その他の契約の相手方となり、又はこれらの相手方となり得る関係がある場合をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務する場合、週の勤務時間が計38時間45分以上となること、または、1日の勤務時間が7時間45分を超過することはできません。

試験内容

試験内容	面接及び書類選考
試験日時（予定）	各学校から連絡でお知らせします。
試験会場	連絡のあった学校で行います。

合格発表

合格発表日（予定）	各学校から面接時にお知らせします。 合否結果を郵送で通知します。
-----------	-------------------------------------

募集方法

以下のとおり申し込んでください。

申込方法	下記のホームページより登録すること。 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/252206.html
受付期間	令和6年11月1日（金）～ ・できる限り勤務を希望する年度の前年度、2月中旬までに登録をしてください。 ・採用については、学校において必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、登録者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。

問い合わせ先

所属	高校教育課県立学校教員人事係
電話	（０５８）２７２－１１１１　　内線：８６６８
FAX	（０５８）２７８－２８１７
メールアドレス	c17786@pref.gifu.lg.jp